「世界に先駆けた持続的発展を可能にする社会づくりを」 ~ポスト京都に向けた日本の社会変革~

2009年5月18日 社団法人経済同友会

提言

- 1) 持続可能かつ効率的な低炭素社会を実現するため、企業、家庭、政府が一体となり、エネルギー消費の削減、資源の節約、再生可能エネルギーの開発など持続可能な社会づくりを目指す国民運動を政府の行動計画と 歩調を合わせて展開し、経済同友会はその先頭に立つ。
- 2) 日本は、IPCC 等の科学的知見に基づき、先進国として応分の責任を果たすと同時に、米国・EU とともに、中国、インドなどの CO2 大量排出国に中期目標においても実質的な責任分担を促し、地球規模の現実的な全員参加の枠組みづくりに貢献する。
- 3) 日本の掲げる中期目標は、先進国間の公平性(過去の努力が十分に反映されるような指標=限界削減費用均等)や実行可能性を十分に勘案したものとなるべきである。これまで収集されたさまざまな情報、政府・委員会の議論から、国内的な目標としては中期目標検討委員会に提示された選択肢 (最大導入ケース)(1990年比 7%)が妥当であると考える。

日本は、この目標達成に向かって、決意を持って積極的にチャレンジするとともに、EU、米国も限界削減費用が均等となる水準を中期削減目標とするよう働きかけ、本年 12 月に予定している COP15 においても、主導権を確保しつつ、そうした公平性を基準とした合意を実現する。

なお、こうした国際間での公平性や、主要排出国の枠組みへの参加が 担保されない限りは、これを国際的なコミットにするべきではないと考 える。

(4) 持続可能な社会づくりに向けて、全員参加で最大限の努力をする。 企業部門は、需要面において、既に世界最先端のエネルギー効率化、 CO2 削減の技術を開発し、効率的社会実現のために多大の努力を払ってき ているが、今後、さらに技術開発を進め、地球規模の効率化への貢献を 目指す。また、中堅、中小企業においても、さらに排出量削減に努力す る。供給面では、特に、原子力発電の設備利用率の向上や、再生可能エ ネルギー開発に一層の努力を払う。

家庭・業務部門はこれまで比較的潤沢なエネルギー消費が許容されてきたが、今後はエネルギー使用の見える化を進め、大幅な CO2 削減を実行する。

政府は、技術立国という観点に立って、革新的技術開発の推進に国家プロジェクトとして取り組み、環境技術への思い切った財政支出を行なうべきである。また、自らも効率化に一層の努力を払うと同時に、企業・家庭部門のエネルギー効率化推進のため、設備投資減税や家庭用再生可能エネルギー装置への補助金などの施策を果敢に実行する。地方自治体も、こうした施策に対し応分の負担をする。

(5) アジアの CO2 大量排出国のエネルギー消費効率化に貢献することを目的として、政府が国際協力銀行を通じて 50 億ドルの資金援助を決定したことを高く評価する。同時に、日本はこうした途上国に対し民間技術の供与や政府資金の提供をさらに進める必要がある。

<目次>

提言	P.2-3
はじめに	P.6
. ポスト京都議定書の枠組みの構築について	P.7-19
1. これまでの交渉の概略・流れ	P.7-8
(1)COP14 までに、国際的に合意・確認されたこと	P.7
(2)日本としてコミットしてきたこと	P.7-8
2 . ポスト京都議定書の枠組みに求められること、必要な視点	P.8-12
(1)科学的知見を前提とした世界の中・長期目標の共有	P.10-11
(2)主要排出国を含めた全員参加の枠組み	P.11
(3)先進国の一員としての責任「共通にして差異ある責任」	P.12
3 . 日本の果たすべき役割	P.12-17
(1)中期目標の設定	P.12-15
(2)技術革新と普及	P.16
(3)途上国支援	P.16
(4)資金メカニズム	P.16-17
4 . 経済同友会として考える中期目標設定数値	P.17-19
. 持続可能な社会づくり	P.20-27
1 . 日本国内における全員参加の枠組みづくり	P.20-26
(1)産業界での取り組み、産業界としての役割	P.20-21
日本の中期目標と整合性の取れた目標設定	P.20
および実行の必要性	
原単位の改善	P.20
中小企業を含めた枠組みづくり、産業界全体を	
巻き込んだ枠組みづくり	P.21
企業の責任の範囲	P.21

産業界から発信する国民運動	P.21
(2)地方自治体・民生での取り組み	P.22
(3)エネルギー供給サイドの取り組み	P.22-26
原子力発電	P.22-23
再生可能エネルギーの普及・推進	P.23-26
(i)太陽光発電の大量導入	P.25
(ii)その他、風力・小規模水力、パイオマス等	P.26
2. 吸収源としての森林対策	P.26-27
3. 環境教育の重要性	P.27
. 削減目標達成のための具体的な政策・制度づくり 1 . 見える化の推進について	P.28-31 P.28-29
2 . 省エネ法の強化について(トップランナー制度など)	P.29
3 . 補助金・税制面での支援制度について	P.30
4.排出量取引制度について	P.30-31
最後に	P.31
添付資料	
Leading the World in Creating a Society That Facilitates Sustainable Develop	oment
—Reform of Japanese Society for the Post-Kyoto Era—PROPOSAL (提言英訳)	P . 32-33
2008 年度地球環境問題委員会名簿	P . 34-37

はじめに

ポスト京都の交渉期限である国連気候変動枠組み条約の第 15 回締約国会議 (COP15)が本年末にコペンハーゲンで開催され、国別総量目標を含めたポスト京都の枠組みにつき、合意することが求められている。

温暖化防止の対策にあたっては、地球全体が一つの「地球国家」であれば、温室効果ガスの削減コストが安く、しかも省エネ技術が十分には浸透していない途上国等から、大幅に削減することが合理的であろう。しかし、国別総量目標の設定が世界的枠組みの前提となっているため、日本のように世界に認められた省エネ大国や、削減費用が相対的に高い先進国も、応分の役割を果たすことが求められている。日本も、先進国の一員として、"京都議定書"設定時の反省を踏まえ、あるべき責任分担を考え、気候変動問題に積極的に取り組んでいくことが必要である。

世界各国は、科学的知見に基づき、温暖化防止の取り組みを進めている。

さらに、世界の直面している課題は、温暖化問題にとどまらず、人口爆発、 エネルギーや資源供給の逼迫、水不足など多岐に亘り、今後一層深刻化すると 予想されている。従って、資源の有効活用、循環型社会づくりや、人々のライ フスタイルの転換が急務である。

私たちは、こうした困難な問題への対応を『持続可能な社会づくりへの取り組み』であり、『生涯をかけて行うべきやりがいのある仕事』¹と位置付け、新しい発想をもって取り組む必要がある。

EU やアメリカは、気候変動対策を、100 年に 1 度と言われる今回の経済危機を克服し、経済を新しい成長経路に乗せていくための有力手段と位置付け、Green Investment (緑の投資)、Green Job (緑の雇用)などを中心とする「グリーン・ニューディール政策」を推進している。

日本も、環境分野を今後の成長戦略の中心に据え、日本版グリーン・ニューディール政策を推進する必要がある。特に、エネルギーの効率化や CO2 削減の技術開発を進め、これらを一体化した設備投資を推進し、効率的な社会を実現するとともに、環境分野での雇用の拡大によって、成長を高めていくという戦略が重要である。

経済同友会は、こうした日本版グリーン・ニューディール政策推進の先頭に立ち、「持続可能な効率的社会」を実現するため、前述(P2)の6つの提言を行うこととする。

¹トーマス・フリードマン著『グリーン革命』「地球は、温暖化が進み、植物や動物の絶滅や天候 異変が加速している。私たちが直面するこうした難問を解決し、世界にグリーンで持続可能な成 長をもたらすことは、私たちの生涯で最大のやりがいのある仕事である」

. ポスト京都議定書の枠組みの構築について

1.これまでの交渉の概略・流れ

(1) COP14 までに、国際的に合意・確認されたこと

- *2009 年末の COP15 までに、ポスト京都枠組みの合意に向け交渉(バリ行動計画)
- *2050 年までに世界全体の排出量を少なくとも 50%削減を達成する目標を UNFCCC のすべての締約国と共有し、採択することを求める。(洞爺湖サミット)
- *中期目標に関しては、G8 各国が自らの指導的役割を認識し、排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な国別総量目標を実施。(洞爺湖サミット)
- *IPCC が先進国で 2020 年までに 1990 年比 25~40%削減が必要と指摘していることを認識するというバリ合意での結論を、COP14 にて再認識。

(2)日本としてコミットしてきたこと

- *2050年までに現状から60~80%削減(低炭素社会づくり行動計画)
- *基準年の見直し等の論点を含め、2009年のしかるべき時期に我が国の総量目標を発表する。(低炭素社会づくり行動計画)

(**参考:各国の中長期目標 2009 年 4 月 1 日現在**)(出所:環境省)

	20	2020年		050年	中長期目標の決定状況	
/	基準年	削減率(%)	基準年	削減率(%)		
日本			現状	60~80%		
EU (27)	1990	20% (※1,2)	_	_ (%3)	欧州議会でEU全体の合意を明記 (2008年12月)	
英	1990	26%以上	1990	80%以上	英国気候変動法(2008年11月)に明記	
独	1990	40%	-	_	閣議決定(2007年8月) に明記(※5)	
14	1990	20%	1990	75%	環境グルネル法(2009年2月)に明記	
*	2005	14%	2005	83%	予算教書(2009年2月) に明記 (※6)	
חל	2006	20%	2006	60~70%	政府が宣言(2007年4月)	
豪	2000	5 (※7)	2000	60%	白書(閣議決定 、2008年12月)に明記	
ノルウェー	1990	30% (※8)	-	- (※9)	白書(閣議決定、2007年6月)に明記	

- ※1 他の先進国が同等の排出削減にコミットし、経済面でより成長した途上国が責任と能力に応じて適切な貢献をする場合には30%。 20%削減に向けて必要な削減努力の約1/3は柔軟性メカニズムによって実施。残りの2/3はEU内で削減。
- ※2 2005年比の削減率は、米国・EUともに14%。
- ※3 EU環境相理事会での合意は先進国全体で1990年比60~80%削減。
- ※4 2008年12月に気候変動委員会が34~42 %を提案。
- ※5 中期目標を達成するための「エネルギー・気候変動プログラム」は2008年7月までに国会で承認。
- ※6 1990年比では2020年までに約0%、2050年までに約80%削減。
- ※7 今後の国際交渉ですべての主要経済国が相当な排出抑制を行い、先進国が同様な排出削減を行うことに合意する場合には 最大15%。
- ※8 2012年までに10%削減。
- ※9 2050年までにカーボンニュートラルを達成。

2. ポスト京都議定書の枠組みに求められること、必要な視点

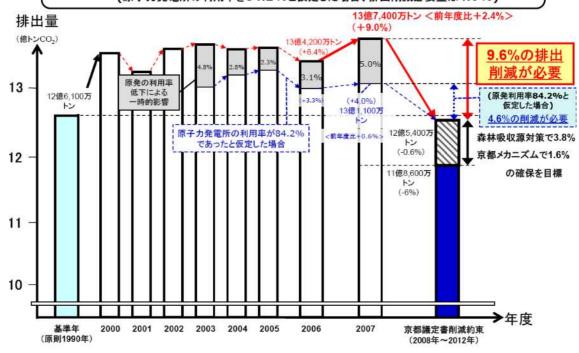
我が国では、京都議定書で、1990年比6%の削減が求められており、2008年度より第一約束期間が既にスタートしているが、2007年度の排出量実績(図1)では、1990年に比べて大幅に増加しており、今後9.6%という厳しい削減を達成しなければならない状況にある。産業界全体としては、ある程度削減が進んでいるものの、家庭部門、業務部門等では、依然削減が進んでおらず(図2)、広く国民レベルを含めた国全体として、この問題に真剣に向き合ってこなかったというのが実態である。産業界においても、まだまだ、一部での取り組みに止まっている面がある。我が国が、ポスト京都議定書に向けて、一番に反省すべき点は「全員参加の取り組み」になっていない点にあるのではないか。

ポスト京都議定書で最も大切な視点は、国、地方自治体、産業界、個人のいずれもが温暖化問題に真剣に向き合い、国として一体となって取り組むことである。皆が目指すべき持続可能な社会のイメージを共有し、現時点においてできる最大限のことを、一丸となって取り組まなければならない。

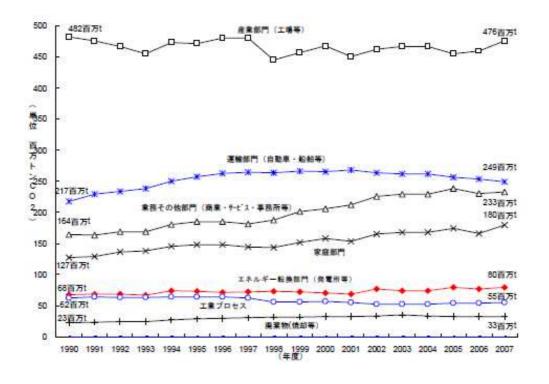
(図1)[我が国の温室効果ガス排出量](出所:環境省)

我が国の温室効果ガス排出量

2007年度における我が国の排出量は、基準年比9.0%上回っており、 議定書の6%削減約束の達成には、9.6%の排出削減が必要。 (原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、排出削減必要量は4.6%)



(図2)[CO2の部門別排出量](出所:環境省)



(1)科学的知見を前提とした世界の中・長期目標の共有

IPCC 第 4 次評価報告書(AR4)では、温室効果ガスの安定化濃度を 6 つのカテゴリー(図 3)に区分し、安定化濃度と排出パスの関係を整理している。また、3 つの安定化濃度(図 4)を設定し、それぞれの濃度と先進国において必要な削減幅との関係を整理しているが、最も厳しいシナリオは、450ppmで安定化濃度を達成するもので、先進国全体で 2020 年に 25~40%、2050 年に 80~95%の削減が必要としている。地球が温暖化しつつあるか否かについてさまざまな議論があるのも事実であるが、国際社会では、IPCC による科学的知見を前提として議論が進んでおり、これを前提にポスト京都議定書の枠組みと日本の目標のあり方を考えたい。

IPCC の科学的知見をベースに、世界において中長期の目標の共有が必要となるが、長期目標については、G8 北海道洞爺湖サミットで合意された「2050 年までに世界全体での排出量を少なくとも半減」との目標の採択が重要である。

(図3)[IPCC 第4次評価報告書の複数の排出パス](中期目標検討委員会資料)

温室効果ガス 安定化濃度	ピークアウト時点	2050年の CO2排出量 (2000年比)	産業革命前からの 世界平均気温上昇	評価された シナリオ数
445 ~ 490 ppm	2000 ~ 2015年	▲ 85% ~ ▲ 50%	2.0°C~2.4°C	6
490 ~ 535 ppm	2000~2020年	▲ 60% ~ ▲ 30%	2.4°C~2.8°C	18
535 ~ 590 ppm	2010 ~ 2030年	▲30% ~ +5%	2.8°C~3.2°C	21
590 ~ 710 ppm	2020 ~ 2060年	+10% ~ +60%	3.2°C~4.0°C	118
710 ~ 855 ppm	2050 ~ 2080年	+25% ~ +85%	4.0°C~4.9°C	9
855 ~ 1130 ppm	2060 ~ 2090年	+90% ~ +140%	4.9°C∼6.1°C	5

出所:IPCC第4次評価報告書をもとに作成

(図4)[IPCC 第4次評価報告書の複数の排出パス](中期目標検討委員会資料)

シナリオ カテゴリー	地域	2020	2050
A-450ppm(CO ₂ 換算)	先進国 (附属書 I 国)	▲ 25% ~ ▲ 40%	▲80%~▲95%
	途上国 (非附属書 I 国)	ラテンアメリカ、中東、東アジア及び アジアの中央計画経済国における ベースラインからの相当の乖離	すべての地域におけるベースラインから の相当の乖離
B-550ppm(CO ₂ 換算)	先進国 (附属書 I 国)	▲10%~▲30%	▲40%~▲90%
	途上国 (非附属書 I 国)		ほとんどの地域、特にラテンアメリカ及び 中東におけるベースラインからの乖離
C-650ppm(CO ₂ 換算)	先進国 (附属書 I 国)	0%~▲25%	▲30%~▲80%
	途上国 (非附属書 I 国)	ベースライン	ラテンアメリカ、中東及び東アジアに おけるベースラインからの乖離

出所: IPCC 第 4 次評価報告書 第 3 作業部会報告書 第 13 章

(2)主要排出国を含めた全員参加の枠組み

米国、中国、インド等の主要排出国を巻き込んだ実効性のある枠組みづくりが必須である。また、一昨年 12 月のバリ会合では、「IPCC 第 4 次評価報告書が『最も低い濃度水準を達成するためには附属書 国全体として 2020 年までに1990 年比 25~40%削減が必要』と指摘していることを認識する」とされており、主要排出国を巻き込むためには、まず、先進国全体で少なくとも 25%の削減を前提としたい。

また、「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ(APP)」において、タスクフォースの対象セクターを拡大する等、取り組みのさらなる強化も有効である。

.

² 2005 年 7 月に立ち上げられた地域協力のパートナーシップ。パートナー国は、日本、豪州、カナダ、中国、インド、韓国、米国の 7 ヵ国。APP では増大するエネルギー需要、エネルギー安全保障、および気候変動といった問題に取り組むことを目的としている。具体的には、クリーンで効率的な技術の開発、普及、移転を行うことによって G H G 排出削減等を効果的に実施するため、官民による 8 つの部門別タスクフォースを通じたさまざまな協力を推進。

(3) 先進国の一員としての責任「共通にして差異ある責任」

ポスト京都議定書の枠組みにおいては、共通に有しているが差異のある責任 および各国の能力の原則に従い、かつ、社会的および経済的な状況その他関連 する要因を考慮の上、日本においても、主要経済大国の一員として応分の責任 を果たすことが重要である。

<u>3. 日本の果たすべき役割</u>

(1)中期目標の設定

国民全体が一体となって持続可能な社会づくりを構築するためには、中期目標の設定が必須となる。

中期目標設定にあたっての重要な視点としては、主に、以下 5 点ある。 まず第 1 に、IPCC が求める科学的知見をベースに考えるべきである。

第2に、日本の長期目標である2050年に現状から60~80%の削減を実現するために、この長期目標との整合性(図5)についても検討の上、中期目標を決定する必要がある。

第3に、公平性である。国別の目標数値を決めるにあたって、公平性の考え方としては、限界削減費用均等(図6)、GDP 当たり排出量(図7)、1人当たり排出量(図8)等々、比較可能なさまざまな指標がある。日本は、過去、2度のオイルショックを克服し、省エネ技術の開発に努めた結果、高い省エネ技術を誇っている。先進国間での公平な分担にあたっては、限界削減費用の均等化を公平性の指標としてとらえ、過去からの努力が反映されるべく強く主張すべきである。

第4に、実現可能性につき充分考慮の上、目標設定を行う必要がある。仮に、 革新的な技術が開発されても、普及には時間が必要となることを考慮し、中期 目標においては、既存の技術を前提に、最大限の普及を図ることをベースとし て想定する。ただし、2050年までに60~80%削減するという高い長期目標を実 現するためには、技術のブレークスルーが必須である。さらなる省エネ技術・ 革新的技術の研究・開発については、2020年までのスパンにおいても、最大限 取り組む必要がある。

第5に、基準年については、日本政府が主張している通り、最新年を含む複数の年からの削減率を排出総量で示し、基準年により、特定の国にとって有利、不利とならないようにすることが望ましいと考える。

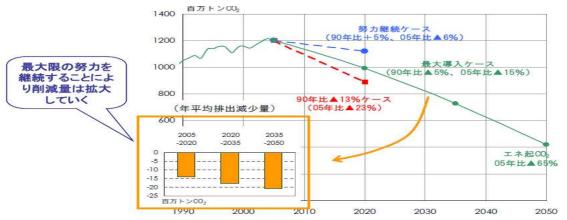
その他、GDP や雇用など国民生活に与える影響や、経済に与える影響を考慮の

上、検討する必要がある。また、数字としては表われにくい新規産業育成、国際競争力強化等、省エネ投資による波及効果の側面、取り組みを進めなかった場合の被害コスト、また、長期的な経済の持続可能な成長のための投資であるという視点、これらを包括的にとらえて目標設定を行う必要がある。

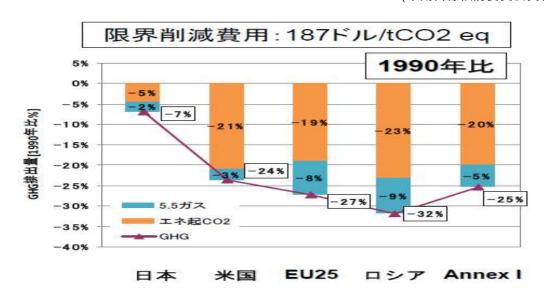
また、国民負担がどれくらいか、同対策により享受できる便益(省エネ効果によるコスト減分)等を総合的に勘案して判断する必要がある。

なお、設定された目標に基づき、実効性のある取り組みにつなげるためには、 目標とする指標は、基準年対比での削減率のみではなく、絶対値での削減量や 他の指標での削減率について把握するなど複数の指標をとらえておく必要があ る。

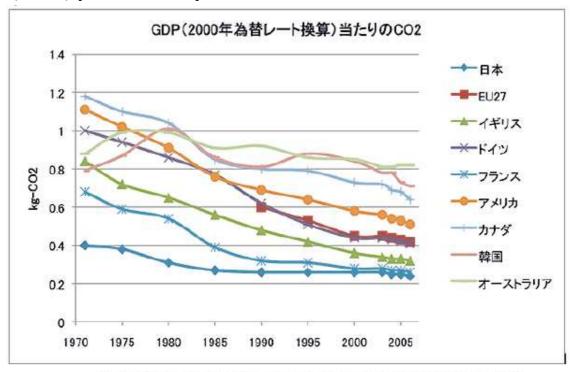
(図5)[2050年のエネルギー需給の姿(排出量削減パス)](中期目標検討委員会資料)



(図 6) [限界削減費用均等:「長期需給見通し」最大導入(フロー対策強化)] (中期目標検討委員会資料)

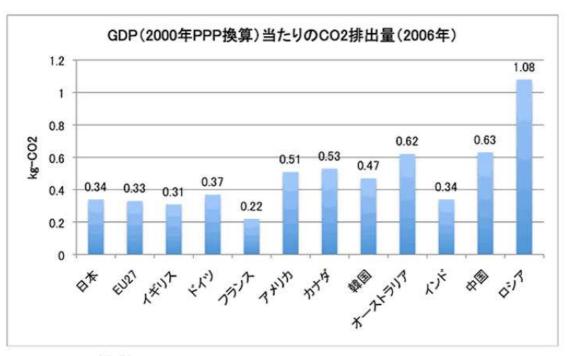


(図7-1) [GDP 当たりの CO2]



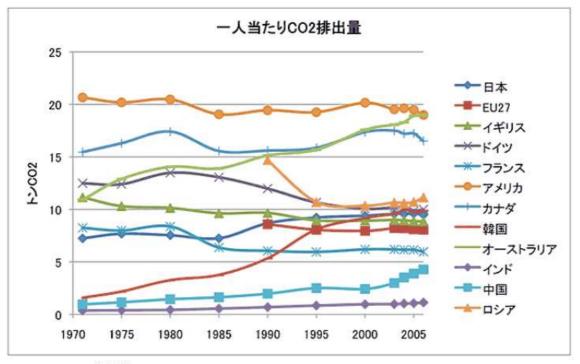
(出典) IEA(2008) CO2 Emissions from Fuel Combustion. 2008 Edition. Paris: IEA

(図7-2)[GDP 当たりのCO2排出量(2006年度)]



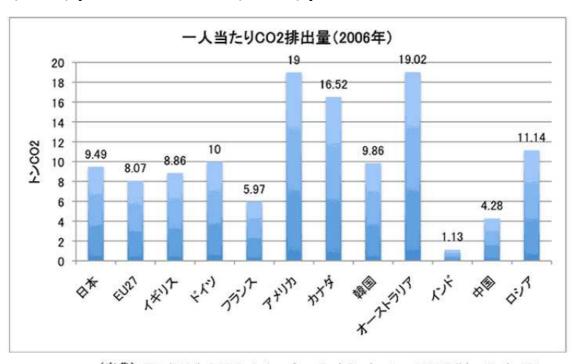
(出典) IEA(2008) CO2 Emissions from Fuel Combustion. 2008 Edition. Paris: IEA

(図 8-1)[一人当たり CO2 排出量]



(出典) IEA(2008) CO2 Emissions from Fuel Combustion. 2008 Edition. Paris: IEA

(図8-2)[一人当たりCO2排出量(2006年)]



(出典) IEA(2008) CO2 Emissions from Fuel Combustion. 2008 Edition. Paris: IEA

(2)技術革新と普及

日本は、日本の強みである高い省エネ技術力を、実効性のある CO2 削減の取り組みにつなげ、世界の低炭素社会への転換に貢献する。ただし、高い技術力に甘んじるのではなく、さらなる技術革新を積極的に進めるために、グリーンビジネス、グリーン産業に対する推進策を強く推進し、同分野で日本が常にトップを走っていくという強い決意と意気込みが重要である。

中長期的に持続可能な社会を構築するためには、さらなる技術革新が不可欠である。気候変動問題は、技術発展の結果もたらされたものであるが、これを解決できるのも、また、技術革新以外の何ものでもない。技術革新のプロセスには20~30年といった時間がかかることからも、官民一体となり、国家プロジェクトとして、革新的環境技術開発に重点的に集中して投資し、日本の強みである技術力をさらに強化し、意義あるグリーン・ニューディール政策につなげていくべきである。

(3)途上国支援

日本は、過去、公害問題や二度の石油危機を克服してきたという経験があり、これにより、世界トップレベルの省エネ・環境技術を保有している。こうした日本独自の経験を活かし、途上国に対し、公害対策に関わる支援や、省エネおよび環境技術を供与することにより、日本にしかできない技術面でのリーダーシップを発揮していく必要がある。

(4)資金メカニズム

途上国をポスト京都議定書の枠組みに巻き込むためにも、途上国でのインフラ整備への投資に関して、先進国が地球環境問題を意識しながら、応分の負担をし、推進する方策を考えることが求められる。日本は、途上国に対し、環境配慮面で秀でた技術の提供だけではなく、資金面においても、環境リスクを評価し、持続可能な地球を目指した投・融資を行い、先進国としての「差異ある責任」を果たしていくことが重要である。

日本政府は、国際協力銀行(JBIC)を活用した「環境投資支援イニシアティブ」を通じて、アジアを中心とした開発途上国の環境改善等の長期的なインフラ課題に対応できる環境投資として、総額50億ドル規模の資金援助を予定している。民間レベルの国際的フレームワークへの参加とともに、さらに先進国による、途上国の環境投資への資金提供の枠組みが作られることを期待する。

また、国際的なフレームワークとして、国連環境計画と約 170 の世界各地の金融機関とのパートナーシップ「国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)」の環境に配慮したさまざまな業務やサービス推進への取り組みをはじめ、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト³、赤道原則⁴、責任投資原則⁵等のような民間レベルの自主的な取り組みがある。日本でも多くの金融機関が参加しているが、こうした動きにより積極的に取り組む姿勢が今後必要とされるであるう。

4.経済同友会として考える中期目標設定数値

私たちは、温暖化対策を考えるにあたって、温暖化という観点のみではなく、 省資源対策、エネルギー安全保障の観点や、食糧問題等、未来にかけて「持続 可能な社会」を形成するための取り組みとして位置付け、これを実現する必要 があると考える。こうした視点から、日本として、今、できる限りのことに積 極的に取り組むべきであろう。

政府の中期目標検討委員会で、日本の中期目標に関して6つの選択肢(図9)が示された。私たちは、これまで収集されたさまざまな情報、政府・委員会の議論から、現時点においては選択肢 をまず国内の目標として設定することが妥当6であると考える。

いわゆる最大導入ケースといわれる選択肢 の描く姿は、最高効率の機器を 現実的な範囲で最大限導入することを想定している。決して簡単ではないが、 実現可能性という面においても、現実的である。政府のグリーン・ニューディー ル政策においては、既にこの対策を上回るものも幾つか出てきており、国民全 体が一体となって責任を持って達成すべく努力することが不可欠である。

4 赤道 (エクエーター)原則:大型のプロジェクトファイナンスを行う際に環境や社会的リスクを評価する、民間金融機関の自主的なガイドライン。

³ カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP):機関投資家が連携し、企業の気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求めるもの。

⁵ 責任投資原則 (Principal for Responsible Investment(PRI)): 機関投資家がその意思決定プロセスに EGS 課題 (Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)) を可能な限り反映させることを約束する原則。2005 年に国連アナン事務総長により公表された。

⁶ 本委員会の議論の中では、選択肢 から まで幅広い意見があった。国際的公平性、国民負担の妥当性、実現可能性の観点から、 が妥当とするものや、国際交渉の観点や、科学的知見を重視し、国際的にも理解が得やすい GDP 対策費用を基準に考える選択肢 が妥当とするもの等、意見は分かれた。また、今見えている範囲・できることでやるという"able"で考えるのか、地球人として、将来世代・環境のことを考え、やらなければいけないという"must"で考えるのかで、意見が分かれるのも当然で、そのギャップを埋めていくのが課題であるとの意見もあった。

選択肢では、太陽光は現状の10倍、次世代自動車では新車販売の約50%、省エネ住宅については、次世代基準(平成11年基準)を満たす住宅が、新築住宅の80%、高効率給湯器コージェネレーションについては、約2,800万台が普及している社会と試算されている。何も対策を取らなかった時に比べて、国民の負担が伴うのも事実である。しかしながら、これは、長期的な社会・経済の持続可能な成長のための投資でもあり、将来世代のことも考え、できることについては最大限やる、という積極的な姿勢で取り組んでいくべきである。太陽光設置に伴う初期投資は、補助金を加味しても、決して安価なものではない。次世代自動車についても、現状では、通常の自動車よりも比較的高価なものもある。初期投資という意味では、大きな負担となることも事実であるが、年間の光熱費や燃費が従来に比べて安くなり、数年~10数年で初期投資が回収でき、その後は消費者のメリットとなる面もある。こうした対策を取った時に、どういった社会になるのかという、国民への未来の持続可能な社会の提示が重要であり、その上で、国民の理解の形成を図り、国民が皆同じビジョンを共有しながら一体となって取り組んでいくという決意が必要であろう。

私たちは、国内において目標達成に向けた強い決意を持ち、選択肢 の対策 につき、積極的に取り組むべきだと考えている。

しかし、一方で、国際交渉においては、国際競争力、国益等を考え、国際間での公平性を重視しなければならない。また、ポスト京都議定書においては、アメリカや中国、インド等の主要排出国を含めた枠組みであると同時に、先進国間では、限界削減費用の均等化による公平性を担保することが国益上も不可欠である。選択肢の目標達成は、日本国民にとっても大きなチャレンジとなり、実現のためには、国民意識の大転換を図り、国民運動を強力に推進していかなければならない。同時に、アメリカは今出されている数値(90年比±0%)よりさらに大幅な深堀り(23~24%)、EU は現在の目標(90年比 20%、海外購入分を除いた実質 14%)よりも 12~13%削減目標を引き上げる必要があるが、EU、米国にも限界削減費用で同水準となる目標を実現してもらうべく最大限働きかけ、国際的公平性が担保されるよう、交渉をお願いしたい。こうした国際間での公平性や、主要排出国の枠組みへの参加が担保されない限りは、これを国際的なコミットにするべきではないと考える。

(図9)[中期目標の6つの選択肢](中期目標検討委員会資料)

	2020 年時点の排出 量の増減率 (%)		国際比較(①②②③は同股界削減費 月、②は同GDP当たり費用の増減率(%))			必要な対策・政策の考え方	経済への影響 第1段:実質GDP 第2後:民間設備投資
			先進国全体	EU	米国		第3段:失業者 第4段:世帯当たり可処分所得 第5段:家庭の光熱養支出
①「長期需給見通	05 年比	-4	-6~-14	-9~-14	-7~-18	既存技術の延長線上で機器等	
し」努力継続・	90年比 - 4		9~-18 -14~-19		-6~-5	の効率改善に努力し、耐用年	(366)に対する基準ケース)
米EU目標並み		50.00 × 0.00	等 移を除けばー			数の時点でその機器に入替え	
②先進国全体-25	05年比	-6~-12	-22~-23	-18~-23	-30~-33		
%・限界削減費 用均等	削減費 90 年比 +1~-5 -25 -23~-27 -19~-24						
③「長期需給見通	05 年比	-14	-23~-26	-21~-23	-33~-34	規制を一部行い、新規導入(フ	2020 年までの累積で GDP が 0, 5~0, 6%押下げ
し」最大導入改	90 年比	-7	-25~-29	-26~-27	-23~-24	ロー)の機器等を最先端のも	2020年で-1~+3 兆円 (-0.8~+3.4%)
訂(フロー対策		Si (ii	のに入替え	11~19万人(失業率 0.2~0.3%) 增加			
強化)							2020年の所得を4~15万円(0.8~3.1%)押下げ
	200		00 10				世帯当たり年 2~3 万円(13~20%) 増加
④先進国全体-25	05年地	$13\sim~23$	22~ 23	$25\sim~27$	19~ 28		
%・GDP 当たり 対策費用均等	90 年比	-8~-17	-25	-30~-31	-7~-18		
⑤ストック+フロ	05年比	21~ 22	27~ 36	$25\sim~28$	38~ 47	規制に加えて導入の義務付け	2020年までの集積で GDP が 0.8~2.1% 押下げ
一対策強化・義	90年比	15	29~ 39	29~ 33	29~ 39	を行い、新規導入の機器等を	2020年で±0~+8 兆円(-0.2~+7.9%)
務付け導入	14.50			3000	14 - 01.00	最先端に人替え、更新時期前	30~49万人 (失業率 0.5~0.8%) 地加
						の既存 (ストック) の機器等	2020年の所得を9~39万円(1.9~8.2%)押上げ
						も一定割合を最先器に人替え	世帯当たり年6~8万円 (35~45%) 増加
⑥先進国一律	05 年比	-30				新規・既存のほぼすべての機	2020 年までの累積で GDP が 3, 2~6, 0%非下げ
-25%	90 年比	-25		_		器等を義務付けにより最先端	2020年で-13~+11 兆円 (-11.9~+12.5%)
						に入替え。また、炭素価格付	77~120万人(失業率 1.3~1.9%) 均加
						けの政策により活動量(生産	2020年の所得を22~77万円(4.5~15.9%)押下げ
						量) が低下	世帯当たり年 11~14 万円(66~81%) 増加

. 持続可能な社会づくり

持続可能な社会づくりに向けて、日本が世界に誇る環境技術、社会システムをさらに進化させ、企業競争力の強化や新規産業育成などを通じて、さらなる経済成長につなげる必要がある。これには、エネルギー需要面、供給面双方における対策の強化が必須であり、特に、エネルギー供給面においては、エネルギー資源安全保障の観点も含めて検討しなければならない。

1.日本国内における全員参加の枠組みづくり

低炭素社会づくりにおいては、当然のことながら、産業界、地域、政府、国民全般を含めた全員参加での取り組みが不可欠である。電気事業者等のエネルギー供給サイドの努力に過度に依存することなく、国民・企業等のエネルギーの需要サイド、そしてエネルギーの供給サイドが一体となり、省エネや低炭素化の推進を図っていくことが必要である。

(1)産業界での取り組み、産業界としての役割

日本の中期目標と整合性の取れた目標設定および実行の必要性

目標設定にあたっては、国の目標と連鎖することを大前提として考えなければならない。その上で、各企業における中期、長期の目標設定の徹底を図り、環境問題を経営の根幹と位置付ける環境経営の浸透を広く推進することが重要である。ただし、業界によっては、厳しい国際競争にさらされ、過度な負担により、大きな経営リスクを強いられるところがある。一方、政府による環境投資援助により、メリットを享受できる業界もある。国内における目標設定の分担においては、不利益を受ける可能性がある業界に充分に配慮し、業界によって不公平感が出ないような枠組みづくりを考える必要がある。

原単位の改善

日本の多くの産業においては、諸外国に比べても非常に高いエネルギー効率 を誇っており、省エネ技術が浸透しているが、さらなる原単位改善に努め、国 際競争力の強化を図る。

中小企業を含めた枠組みづくり、産業界全体を巻き込んだ枠組みづくり

日本国内における実効性のある枠組みづくりにおいては、企業数の 99.7%を占める中小企業の参加は不可避であるが、中小企業の多くは、自社の排出量を把握していないのが実態である。これら中小企業の取り組みを大企業が中心となってバックアップし、裾野の広い形での取り組みにつなげていかなければならない。大企業がリーダーシップを取り、IT を有効活用し、インフラや物流の共有化による企業間連携を図る等、業界として一体となった取り組みを行うことや、国内 CDM⁷を利用する等、大企業が責任を持って中小企業を巻き込んだ枠組みづくりを推進しなければならない。

具体的には、大企業によるグループ企業への指示徹底や協力・支援だけにとどまらず、各産業別の業界団体において、大企業が率先してリーダーシップを発揮し、中小企業の原単位向上への資金・技術支援の実施を通じ、業界全体としての排出削減を推進することや、製造業やサービス業においては、取引先、販売先等サプライチェーン全体におけるグリーン購入の推進や、相互に排出基準を設定するなど、さまざまな取り組みが考えられる。また同時に、国としてもしっかり関与し、セクター別に基準を設けるなど、国全体として運動を起こしていくことも重要である。

企業の責任の範囲

民生部門で使用される製品は産業界から提供されるものであり、こうした観点からは、家庭のライフスタイルと産業界は深く関わっている。

企業の責任の範囲としては、サプライチェーン全体、さらには、それを超えた消費者をも含めた範囲を企業の責任としてとらえる。ユーザー側での使われ方、エネルギー消費を念頭に置いた上で、商品開発や供給が必要である。具体的には、自動車メーカーによるエコドライブ研修や、家電メーカー等による自動消灯モードの搭載等があり、消費者への啓蒙等をはじめ、さまざまな事が考えられる。

産業界から発信する国民運動

企業は、積極的に社員の省エネ生活への取り組み支援を行い、社員やその家族を通じて、国民運動を牽引する必要がある。

⁷ Clean Development Mechanism

(2) 地方自治体・民生での取り組み

産業界での取り組みだけではなく、国、地方自治体、企業、家庭が連携した 包括的な取り組みや、そのための仕組みづくりが重要である。国全体としての 削減目標を達成するためには、当然のことながら、各地方自治体や家庭部門に おける確実な排出削減が必須となる。地方自治体が持つ地域や住民に密着した 特性をうまく活用しながら、家庭部門での削減にもつなげていく必要がある。

既に47都道府県全てにおいて削減目標が掲げられており、中には、国の目標より大きな削減率を掲げる意欲的な地方自治体もある。また、削減目標を達成するために、国に先行し、地方自治体独自で、実効性のあるインセンティブの導入や、工夫を凝らした政策等を実施しているところもある。今後、市町村レベルの全ての地方自治体において削減目標が掲げられ、国の取り組みとも整合性をとりながら、地域に密着した取り組みを拡大・推進していくことに期待したい。地方自治体のもつ機動性や、地域に密着した特性等を活かし、また、産業界としても積極的に地方自治体との連携を図り、協力関係を築きながら、実効性のある取り組みにつなげる必要がある。

環境モデル都市にも指定されている横浜市では、市民力を活用し、さまざまな取り組みを推進している。2004年の焼却工場の改築問題を機に、ごみ総量の30%を2010年迄に削減する目標を掲げ、ごみの分別による総量削減を実施したところ、開始後1年で目標を達成、CO2換算で47%を削減した。さらに2焼却工場の新改築中止による建設費1,100億円および年間運営費30億円の削減につなげている。温暖化防止対策としてのみならず、資源の有効活用、循環型の持続可能な社会づくりといった観点からも、こうした実効的な取り組みが全地方自治体レベルまで拡大されることを期待する。

(3)エネルギー供給サイドの取り組み

我が国のエネルギー起源 CO2 は温室効果ガス排出量の 90%を占めており、低炭素社会実現に向けて、エネルギーの効率化・低炭素化を図っていくことは極めて重要である。

原子力発電

原子力発電は、供給安定性・経済性に優れるとともに、発電過程で CO2 を排出せず、地球温暖化対策の切り札として、今後も重要な役割を果たすことが期待されている。2008 年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」に

おいても、2020年ゼロエミッション電源の割合を50%以上とする目標を掲げており、原子力発電はその中核として位置付けられている。上記目標を達成するためには、原子力発電所の設備利用率の向上と新増設の着実な実現を同時に達成していくことが必要である一方で、中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の運転停止等によって、2008年の設備利用率は58%にまで低下している。諸外国の例も参考にしながら、安全の確保を大前提に科学的・合理的な運転保守管理への取り組みによる設備利用率の向上を図るとともに、立地地域を含む国民との相互理解に取り組んでいくことが何よりも重要である。

一方、放射性廃棄物処理の問題等、課題面が多いのも事実であり、安全確保に取り組むと同時に、これら廃棄物処理等を含め、推進にあたっての課題については、一つ一つ問題をクリアにし、国民に対して広く情報を提示した上で、理解を求めていくべきである。

再生可能エネルギーの普及・推進

再生可能エネルギーに関する各国の取り組みとしては、例えば、欧米各国は、 エネルギー安全保障の観点からも、原油への依存を低くし、再生可能エネルギー の比率の向上に向け、戦略的に取り組んでいる。また、現在の厳しい経済情勢 のもと、各国では、グリーン・ニューディール政策の大きな柱の一つとして自 然エネルギー分野への積極的な投資を予定しており、雇用創出、経済活性化を 狙っている。

EU は、エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合は 2005 年に 8.5%であるが、これを 2020 年までに 20%に高めるのが目標である。英国は、 2020 年までに 1,000 億ドルを投じて風力発電 7,000 基の建設を計画している。 ドイツは、太陽光発電など自然エネルギー関連産業の雇用を現在の 25 万人から 2020 年に自動車産業並みにしようとしている。

一方、日本の再生可能エネルギー政策の現状は、日本の一次エネルギー総供 給に占める再生可能エネルギーの割合(図 10)は、2005 年実績で 5%⁸、年間発電 電力量(図 11)で 9%⁹。再生可能エネルギーの将来目標については、それぞれ 8.2%、 10.9%と充分でない。また、現行の RPS 制度の目標値も、2014 年に 1.6%と低い。

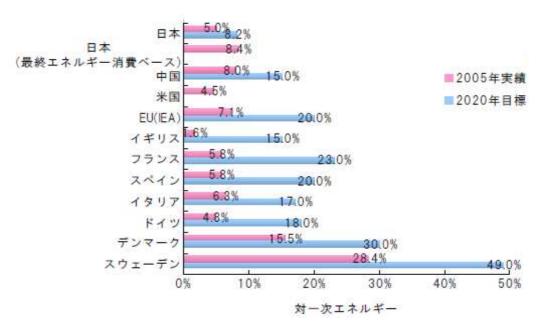
日本の再生可能エネルギーの今後のあるべき姿としては、温暖化防止、また、 エネルギー安全保障の観点からも、再生可能エネルギー導入量の大幅な拡大を 目指すべきである。エネルギー安定供給や電力系統の問題、コスト負担のあり

⁸ 大規模水力を除くと約2%

⁹ 大規模水力を除くと約2%

方など、再生可能エネルギー導入にあたって克服すべき課題も多いが、一つず つ検証をし、クリアしていく必要がある。

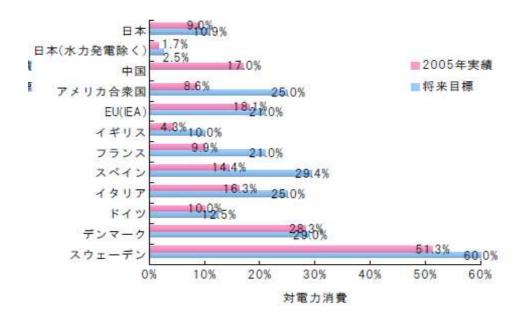
(図10)[一次エネルギー総供給に占める再生可能エネルギーの割合(実績と目標値)] 出典:環境省



- ・2005年は、IEAの 次エネルギー供給ベース(日本は、長期エネル ギー需給見通し及び新エネルギー部会緊急提言等ベース。中国は 2006年。)
- ・2020年は、EU各国は最終エネルギー消費ベース、日本は長期エネルギー需給見通し最大導入ケースの一次エネルギー供給ベース、中国はEAの一次エネルギー供給ベース
 - 出典)IEA "RENEWABLES INFORMATION 2008", IEA、EU指令 (2008年1月)・(2001年)、REN21 "RENEWABLES 2007", 中国「再生可能エネルギー中長期発展計画」 (2007年8月)等より作成。

(図11) [全電源による総発電量に占める再生可能エネルギーによる発電量の割合]

出典:環境省



- ※1) 2005年は、IEAの発電電力量ベース。総発電電力量は、自 家発自家消費等を含めた値。(日本は、長期エネルギー需 給見通し等ベース。中国は2006年。)
- ※2) 将来目標は、EU各国は2010年、日本・中国は2020年、アメリカは2025年(オバマ大統領の公約)。
- 出典)IEA "RENEWABLES INFORMATION 2008", IEA、EU指令 (2008年1月)・(2001年)、REN21 "RENEWABLES 2007",中国「再生可能エネルギー中長期発展計画」 (2007年8月)、オバマ大統領公約"New Energy for America"から作成。

(i)太陽光発電の大量導入

経済産業省が、太陽光の固定価格買取制度(余剰分の買い取り)の導入を決定し、制度設計に向けた検討を開始するなど、政府のグリーン・ニューディール政策として、太陽光発電推進に向けた取り組みは、飛躍的に前進しつつある。太陽光電力の目標値としても、2020年に現状の20倍としているが、同目標数値を確実に達成すべく、産官学民協力の上で取り組む必要がある。なお、教育現場での太陽光の設置においては、企業がスポンサーになるなど、産官学民連携での取り組みも考えられ、こうした仕組みづくりも積極的に推進したい。

(ii)その他、風力発電・小規模水力、バイオマス等

太陽光発電のみに集中するのではなく、風力発電、小規模水力、バイオマス発電、バイオ燃料等の他の自然エネルギーの普及・拡大にも取り組み、産業育成につなげていくべきではないか。引き続き、ポテンシャル、導入にあたっての課題、促進策等につき、検討する必要がある。

2.吸収源としての森林対策

京都議定書の第一約束期間においては、森林吸収源として3.8%(1,300万炭素トン)の算定が認められているが、これは、森林の適切な手入れができて初めて可能となる。ポスト京都議定書の枠組みでは、森林吸収源の扱いは決まっていないものの、国土の保全、地球温暖化の防止、水源かん養といった、森林・林業が果たす多面的機能や側面からも、森林に対する取り組みは不可欠である。

日本の国土の 2/3 は森林で覆われている。日本の財産である森を守っていくためにも、森林の適切な手入れ・管理が重要であり、そのためには、早急に路網整備と間伐を進めていくことが必要である。

林業は、高度な技術を要する先進国型産業であり、森林の保全のためには、 将来を睨んだ森林経営の構築が重要である。

ヨーロッパでは、森林経営に戦略的に取り組んできた結果、システムが完全に構築され、林業が主要産業へと育っている。日本としても、森林経営・林業に関して、国として確固とした戦略を持つべきであり、森林経営により、健全なビジネスが成り立つよう育成していく必要がある。そのためのルールづくりが急務である。

また、国が率先して、企業、国民を巻き込んだ全員参加型の森林育成活動を 展開し、国民運動の醸成を図ることも重要である。

[森林経営には、大きく下記が重要]

森作りと木材利用の促進

木材の利用は、カーボンストックとして CO2 の排出にならない。「見える化」を進めることにより、木材の利用を促進していくことが重要である。そのためには、木質チップや、木質ペレット燃料の利用拡大等、国内の間伐材がうまく流通されるための仕組みづくりが必要である。

持続可能な森林経営を支えるルール

持続可能な森林経営を可能とするためには、間伐によって収穫を繰り返す長

伐期をベースとする、伐採に関するルールづくりが必要である。

現場の人材育成や関係者間の連携

国の政策として、2007年より森林施業プランナー研修制度が始まっている。 この制度を活用し、モチベーションが高く、やる気のある若者を育成していく 必要がある。

林業機械

日本の林業では、建設のベースマシーンを林業に応用しているといった現状があるが、日本の林業に適した林業機械の開発、実用化が必要である。

3.環境教育の重要性

持続可能な社会づくりにおいては、環境教育が非常に重要であり、啓蒙活動に積極的に資金を投じるとともに、義務教育の段階から、環境学習の機会の充実および徹底を図っていく必要がある。また、こうした学校での環境教育を通じ、例えば、環境関連活動を親子で一緒に実施する等、国民運動を展開し、子供から家族へ、また、学校から地域全体への取り組みにつなげ、皆で一丸となって取り組むことが重要である。

政府のグリーン・ニューディール政策でも、小中高校の屋上に、今後、太陽 光パネルを集中的に設置することとなっているが、こうした取り組みは、環境 を身近に感じ、体験できるという教育的効果からも、非常に有意義である。

産業界の取り組みとしても、子供向けの環境セミナーや体験学習を開催し、 環境教育活動を推進している企業がある。環境教育の重要性を一層認識し、こ うした活動を、より多くの企業にまで拡大し、産業界全体として、環境教育へ の支援を積極的に行っていく。

. 削減目標達成のための具体的な政策・制度づくり

削減目標を確実に達成しつつ、いち早く低炭素社会への変革を果たすためには、企業や国民の行動様式と判断基準の変化が必須である。そのためには、早期に取り組んだ人や企業、削減を行った人や企業が有利となるように、既存の政策・制度の強化・拡大、また新たなインセンティブや制度の検討を行う必要がある。また、現在、政府が経済対策の一環として温暖化対策関連の各種補助金、税制優遇制度を導入しつつあるが、これらは一過性のものとせず、2020年に向け継続的な制度とすることが求められよう。

1. 見える化の推進について

温室効果ガスの削減にあたっては「見える化」の推進が有効であり、いつ、どこで、どの程度、排出しているかを把握・確認できるようにすることが重要である。単なる排出量の見える化にとどまらず、買換え・導入効果の見える化や、リアルタイムな排出状況の見える化も必要である。具体的には、個々の家庭や企業での電力の消費状況、エコドライブの効果、設備、機器のエネルギー効率、製品・サービスのライフサイクル全体における CO2 排出量等、さまざまな視点での「見える化」を推進しなければならない。直接・間接の排出者がこれを把握することは、削減のスタートラインに立つことができたということである。

家庭部門の「見える化」を推進するツールの1つに、環境家計簿があり、一部企業、地方自治体では環境家計簿の採用を呼び掛けているところもある。しかし、全体として導入状況は限定的で、国・地方自治体、企業はさらに普及促進に取り組むべきである。また、家庭での消費電力やエコドライブの効果をリアルタイムに表示することは削減の意識付けに効果が高く、そのための機器・サービスの開発・普及も進めていく必要があろう。

産業部門では、特に中小企業において CO2 排出量の把握・削減を加速する必要がある。しかし、中小企業での「見える化」推進、排出削減は、資金、マンパワー不足等の課題があり取り組みを進める余裕がないのが現状である。人、モノ、資金、ノウハウ面で、国、地方自治体、大企業の一層の支援が必要となっている。例えば、日本商工会議所では、会員中小企業等が省エネルギーや CO2 排出の削減・吸収に取り組むため、会員中小企業等が自らエネルギー消費量および CO2 排出量の実態を把握できるように、独自のチェックシートを作成・配布するなどの支援をおこなっている。大企業においても、自社取引先からのグリーン調達を進めるとともに、取引先の排出量の把握・削減体制の構築についても

支援を行うべきであろう。国、地方自治体、大企業には、中小企業の具体的な アクションを支援する活動が求められている。

製品やサービスの消費に伴う間接的な排出量の「見える化」も重要である。 現在検討されているカーボンフットプリント(炭素の足跡)制度は、モノやサービスについて、CO2排出量を算出してラベルなどに表示し、消費者の目に「見える化」する試みである。消費者がより低炭素な商品を選定し、低炭素な製品を提供する企業を評価することで、"消費構造の低炭素化"への好循環が生まれることが期待される。

制度の早期導入に向けて、国においては情報の信頼性が担保されつつ企業が参加しやすい制度・仕組みの確立、企業においては CO2 排出量を正確に把握・ 算出できる体制づくりを進めることが求められる。また、国民にはこれらの取り組みを評価し、製品・サービスの選定の際の一つの基準とすることが期待される。

削減が効果的・効率的に進むよう、国、企業、国民は「見える化」の重要性 を認識しあらゆる面でこれを推進しなければならない。

2. 省エネ法の強化について(トップランナー制度など)

日本は既に世界有数の高効率社会と言われているが、削減目標の達成、国際 競争力の維持・強化のために、さらなるエネルギー効率の改善を進め、引き続 き世界をリードし続ける必要がある。

事業者や機器のエネルギー効率向上には、省エネ法が重要な役割を果たしているが、今回省エネ法の改正により、従来の事業所単位でのエネルギー管理から、企業単位での管理が必要になり、オフィスビルや店舗も対象となった。これは、全員参加を担保するという観点から評価される。

また、省エネ法で新たに追加された、産業分野別のエネルギー効率の判断基準である「セクター別ベンチマーク」の設定は重要である。現在は鉄鋼、セメントなど4業界のみであるが、さらに幅広い産業において基準を設定すべきである。

家電、自動車など個々の機器については、「トップランナー制度」が運用されており、省工ネ性能の向上が図られている。今後は、制度内でのカバー率が低い業務用機器や、新たに普及が進んでいるエネルギー多消費型の製品についても対象として追加していく必要がある。また、トップランナー基準の設定は、中期目標を考慮したさらに挑戦的な水準で検討されるべきである。企業は、さらなる技術革新を進め、機器の省工ネ性能の向上に努めなければならない。

3. 補助金・税制面での支援制度について

低炭素社会への移行を加速するためには、省エネ設備投資や省エネ製品の購入を促進する補助金や税制面での支援も必要である。

この度の追加経済対策には、太陽光発電、エコカー、省エネ家電の普及に向けた補助制度が盛り込まれており、方向性は評価できる。

一方で、「低炭素インフラへの早期シフト」という本来の目的を十分に果たすためには、単に補助・優遇を行うだけでなく、例えば、既に行われている環境 負荷の大きな自動車に対する重課制度のようなディスインセンティブ制度の強 化等も検討に値しよう。

企業の省工ネ設備投資についても税制面での支援が必要である。エネルギー 効率を向上させる設備投資はもちろん、省エネ製品や新エネ関連機器の製造設 備への投資、環境技術開発のための設備投資、あるいは、資源生産性向上のた めの設備投資に対しての加速度償却制度の導入や投資減税を行うべきである。

補助金や税制優遇を実施するにあたっては、その財源確保のあり方についても検討しなければならない。まず、国としての重点方針を定め、その方針に基づいて現在の歳出構造を思い切って見直さなければならない。その上で既存税制の見直し、あるいは環境税や炭素税についても検討する必要があろう。炭素税については、アナウンスメント効果や、家庭部門での削減へのインセンティブ効果等があるとされているが、その制度のあり方、効果の有無について今後慎重に検討を行っていくことが求められる。

4. 排出量取引制度について

CO2 削減を促す新たな経済的手法として、排出量取引が国の内外で検討され、 実施されている。炭素の価格をシグナルとして市場メカニズムを活用すること は、削減費用を社会全体として最小化するのに有用な方法とされている。

一方で種々の問題点も指摘されており、制度設計上克服すべき点もある。

日本では、2008 年 10 月から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」(試行実施)を開始し、2009 年 3 月時点で 523 社が参加申請している。試行実施の目的は、削減努力や技術開発につながる実効性あるルール、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットの構築を目指すこととされている。

今後は試行実施を通じ、排出量取引を本格導入する場合に必要となる条件や制度設計上の課題を明らかにし、実質的な削減が促される制度のあり方を検討していくこととなっている。歪みのない適正な価格が形成された健全なマーケットを作るためには、より多くの参加者、一定の取引量が必要であり、企業

はこの取り組みに積極的に参加すべきである。

一方、現在 ICAP¹⁰等で国際的なルールづくりが検討されている。排出量取引制度は、国際間での取引においても有用だとされているが、適切な価格形成が行われていない等のマーケットの問題点につき、さまざまな指摘もあることから、国際間での取引については、引き続き上記課題や効果の検証が要される。

EU や他国の排出量取引制度に関する国際的な動きも参考にしながら、国内における実効的な制度のあり方について検討を続けることが必要であろう。

最後に

私たちは、気候変動問題という人類史上始まって以来の難しい問題に直面しており、これまでにない大きな変革が求められている。私たち一人一人の行動がなければ、未来の持続可能な社会はない。これまでにない大きな変革を起こすことは簡単なことではない。しかし、私たちは被害者であると同時に、こうした状況を作り出してきた加害者でもある。そのことを再度認識し、地球に生きているのは人間だけではないということ、地球を将来世代に引き継がなければならないこと、そのためには地球の存続を最優先に考えなければならないこと、こうした原則11に立って、行動する責任があるのではないか。

持続可能な社会づくりに向けて、国、地方自治体、産業界、個人のいずれもがこの問題に真剣に向き合い、皆が目指すべき持続可能な社会のイメージを共有し、国として一丸となって真剣に取り組まなければならない。経済同友会は、こうした取り組みの先頭に立ち、国民運動を展開していく決意である。

_

¹⁰ ICAP(International Carbon Action Partnership)

¹¹環境倫理学(environmental ethics): (1)自然環境の生存権(人間のみならず、他の生物、生態系、景観などにも生存権があり、これを勝手に改変してはいけない)(2)世代間倫理(現在の世代は未来の世代に責任を持つ)(3)地球全体主義(地球全体は閉じた系である)(加藤尚武,1991)

Leading the World in Creating a Society That Facilitates Sustainable Development

-Reform of Japanese Society for the Post-Kyoto Era-

PROPOSAL

- (1) To achieve a sustainable and efficient low-carbon society in Japan, businesses, families, and government must join together in a national movement to reduce energy consumption, conserve resources, develop renewable energy, and otherwise create a sustainable society, in step with the Japanese government's Action Plan for Achieving a Low-carbon Society, and the Keizai Doyukai (Japan Association of Corporate Executives) is committed to standing at the forefront of this movement.
- (2) Japan should fulfill its due share of responsibility as an industrialized nation based on the scientific findings of the Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) and other bodies. At the same time, together with the United States and the European Union, in mid-term targets Japan should advocate a substantive division of responsibilities with China, India, and other nations that emit large quantities of CO₂, and contribute to a practical worldwide framework with the participation of all nations.
- (3) The mid-term target for Japan should duly consider feasibility and equity among industrialized nations (using indices, such as equal marginal abatement costs, which properly reflect past efforts). Based on the various government and committee discussions and the data accumulated to date, as a domestic target for Japan we believe that Option 3 presented by the Mid-term Target Committee of the Council on the Global Warming Issue (maximum introduction case) for a reduction of 7% from 1990 levels is appropriate.

Japan should actively embrace the challenge of resolutely working to achieve this target, lobby the EU and the U.S. to also adopt mid-term targets set at levels where marginal abatement costs are equalized across nations, and realize an agreement based on such fairness by taking the initiative at the 15th Conference of the Parties (COP 15) to the United Nations Framework Convention on Climate Change scheduled for this December.

This target should not be adopted as an international commitment, unless

international equity is maintained and the framework ensures the participation of leading CO_2 emissions countries.

(4) All members of Japanese society should participate and make their greatest efforts toward creating a sustainable society.

Beginning with the corporate sector, on the demand side Japanese enterprises have already achieved global state-of-the-art energy efficiency, developed CO₂ reduction technologies, and made great efforts toward realizing an efficient society. Henceforth, Japan's leading corporations should further advance technology development and contribute to realizing greater efficiency on a global scale, while Japan's middle-echelon corporations and small and medium enterprises should make additional emissions reduction efforts. On the supply side, greater efforts should be made, in particular, to boost the capacity utilization ratios of nuclear power plants and to develop renewable energy.

To date, Japan's household and commercial sectors have been allowed relatively copious energy consumption, but these sectors should now promote measures to make energy consumption visible and realize major CO₂ emissions reductions.

From the standpoint of Japan as a technology-oriented country, the government should advance the development of revolutionary technologies as a national project, and radically increase government expenditures for the development of environmental technologies. Also, while making efforts to further improve its own energy efficiency, the government should boldly implement policies to improve the energy efficiency of the corporate and household sectors, such as tax credits for businesses making capital investments and subsidies for households purchasing renewable energy devices. Local governments should bear proportionate burdens for such measures.

(5) We applaud the government's decision to contribute to improving energy consumption efficiency in major Asian CO₂ emissions countries by providing 5 billion US dollars in financial assistance through the Japan Bank for International Cooperation. Japan must further advance such provision of government funds and private-sector technologies to developing countries.

May 18, 2009 **Keizai Doyukai** (Japan Association of Corporate Executives)

2008年度地球環境問題委員会

```
(敬称略)
委員長
 浦 野 光 人 (ニチレイ 取締役会長)
副委員長
 関 澤 秀 哲
           (新日本製鐵 取締役)
 田幡直樹
           (RHJインターナショナル・ジャパン シニアアドバイザー)
 橋 本 孝 之
           (日本アイ・ビー・エム 取締役社長執行役員)
 三好孝彦
           (日本製紙グループ本社 特別顧問)
           (日興シティホールディングス ガバメント・アフェアーズ担当執行役員)
 吉 村 幸 雄
常任委員
 木 川
       眞
           (ヤマト運輸 取締役社長)
 岸田
           (日本航空 取締役副社長)
       清
 佐々木 晨 二
           (J-オイルミルズ 取締役社長)
 長島
       徹
          (帝人 取締役会長)
 新 浪 剛 史
           (ローソン 取締役社長 CEO)
 西澤俊夫
           (東京電力 常務取締役)
 平尾光司
           (信金中央金庫総合研究所 所長)
 平 林 文 明
           (積水ハウス 取締役常務執行役員)
 松井忠三
           (良品計画 取締役会長)
委員
 秋 元 勇 巳
           (三菱マテリアル 名誉顧問)
 足助明郎
           (ゴールドマン・サックス証券 取締役会長)
 有 馬
           (富士ゼロックス 相談役特別顧問)
    利男
 石 田 栄 一
           (高砂熱学工業 取締役社長)
 石 原
           (蘭日貿易連盟 名誉代表)
       滋
           (日本設計 取締役会長)
 伊丹
       勝
 伊 藤
       勝
           (図書印刷 取締役会長)
 稲 葉 延 雄
           (リコー 特別顧問)
 井 上 明 義
           (三友システムアプレイザル 代表取締役)
 井上
           (日本電設工業 取締役社長)
       健
 井 口 弘 子
           (ユアサM&B 取締役)
```

(野村総合研究所 取締役副会長)

(UBSグループ 特別顧問)

(セディナ 取締役副社長)

今 井

江 澤 雄 一

江 幡 真 史

久

```
大川澄人
           (日本経済研究所 理事長)
大 河 敏 浩
           (東洋興業 取締役社長)
大 古 俊 輔
           (シトリックス・システムズ・ジャパン 取締役社長)
大多和
       巖
           (農林中金総合研究所 顧問)
岡 部 敬一郎
           (コスモ石油 取締役会長)
           (日新製鋼 取締役相談役)
小野俊彦
小 野 峰 雄
           (丸善石油化学 相談役)
柿 本 寿 明
           (日本総合研究所 シニアフェロー)
           (全日本空輸 常勤監査役)
梶 田 邦 孝
角 野 文 和
           (プランテックコンサルティング 取締役副社長)
門脇英晴
           (日本総合研究所 特別顧問)
金 澤
           (日本電信電話 取締役副社長)
       薫
           (ドイツ証券 取締役会長)
金 成 憲 道
           (シェルパ・インベストメント 代表取締役)
川本昌寛
木 原
       康
           (ひまわり 取締役会長)
桐 原 敏 郎
           (日本テクニカルシステム 取締役社長)
髙 坂 節 三
           (コンパ<sup>°</sup> スプ<sup>°</sup> ロハ<sup>°</sup> イタ<sup>°</sup> - ス<sup>°</sup> L.L.C. セ<sup>°</sup> ネラルハ<sup>°</sup> - トナー 日本代表)
小 杉 亮 二
           (エネルギー総合推進委員会 専務理事兼事務局長)
小 林 惠 智
           (ヒューマンロジック研究所 取締役会長)
           (NTTコミュニケーションズ 取締役)
小 林 洋 子
近 藤 忠 男
           (キッコーマン 取締役専務執行役員)
           (ダイヤル・サービス 取締役社長・CEO)
今 野 由 梨
酒 井 重 人
           (スイス・リー・キャピタルマーケッツ証券会社 在日代表 取締役東京支店長)
           (フューチャーアーキテクト 取締役常務執行役員)
櫻田
       浩
佐 竹
       誠
           (関東天然瓦斯開発 相談役)
佐 藤 博 之
           (ダイビル 取締役社長執行役員)
           (ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント 常務取締役)
濹
    尚道
重久吉弘
           (日揮 取締役会長・CEO)
渋 谷 貞 子
           (CPM生活者マーケティング 代表取締役)
           (新日鉱ホールディングス 取締役会長)
清 水 康 行
杉 江 和 男
           (DIC 取締役社長執行役員)
鈴 木 登 夫
           (日立物流 代表執行役社長兼取締役)
```

(三菱ふそうトラック・バス 副会長)

(丸紅 取締役副社長執行役員)

鈴 木 孝 男

護

関山

```
瀬 古 茂 男 (明電舎 相談役)
```

髙 田 正 澄 (ネスレ日本 取締役兼専務執行役員)

滝 哲郎 (大星ビル管理 取締役社長)

宅 清光 (三機工業 相談役)

竹尾 稠 (竹尾 取締役社長)

竹 下 晋 平 (アドバンテスト 取締役会長)

龍野廣道 (タツノ・メカトロニクス 取締役社長)

谷 口 一 郎 (三菱電機 相談役)

近 浪 弘 武 (日本コンベンションサービス 取締役社長)

竹馬晃 (横浜倉庫 専務取締役)

ペーター ツァップ (シーメンス 取締役社長)

手 納 美 枝 (デルタポイントインターナショナル 代表取締役)

寺 澤 則 忠 (三菱地所 顧問)

富 坂 良 雄 (日本能率協会 会長)

富 田 純 明 (日進レンタカー 取締役会長)

中 嶋 光 正 (プラス 常務取締役)

中 山 正 男 (東京国際埠頭 取締役社長)

林 田 英 治 (JFEスチール 取締役副社長)

原 直 史 (ソニー 業務執行役員SVP)

原 田 滋 (機械産業記念事業財団)

平 井 康 文 (シスコシステムズ 副社長)

平 野 英 治 (トヨタファイナンシャルサービス エグゼクティブバイスプレジデント)

廣瀬 勝 (森ビル 監査役)

吹 野 博 志 (吹野コンサルティング 取締役社長)

福 井 俊 彦 (キヤノングローバル戦略研究所 理事長)

福川伸次 (機械産業記念事業財団 会長)

グレン・S・フクシマ (エアバス・ジャパン 取締役社長)

藤 重 貞 慶 (ライオン 取締役社長)

藤 田 晴 隆 (中外製薬 取締役専務執行役員)

藤 原 美喜子 (アルファ・アソシエイツ 取締役社長)

古 田 英 明 (縄文アソシエイツ 代表取締役)

本 多 義 弘 (日立金属 取締役会長)

前 田 忠 昭 (東京ガス 取締役副社長執行役員)

正 木 英 逸 (アルコニックス 取締役社長)

松 井 秀 文 (ライフ・エクステンション研究所(永寿総合病院)理事)

松 尾 雅 彦 (カルビー 取締役相談役)

松 岡 芳 孝 (ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)

松林知史

水 越 さくえ (セブン&アイ出版 取締役社長)

三 谷 隆 博 (日本アイ・ビー・エム 特別顧問)

武 者 陵 司 (ドイツ証券 副会長兼チーフ・インベストメント・アドバイザー)

茂 木 賢三郎 (キッコーマン 取締役副会長)

森 敏光 (みずほコーポレート銀行 顧問)

山 口 栄 一 (日本航空インターナショナル 執行役員)

山 口 公 生 (第一生命経済研究所 特別顧問)

山 口 廣 秀 (日本銀行 副総裁)

山 田 隆 持 (エヌ・ティ・ティ・ドコモ 取締役社長)

湯 川 智 子 (ドゥ・クリエーション 取締役社長)

以上111名

ワーキングメンバー

大 高 由 恵 (日本航空 地球環境部課長補佐)

佐藤由恵 (日興シティホールディングス コミュニケーション部門社会貢献推進部課長)

佐藤光伸 (帝人環境・安全室)

澤 山 弘 (信金中央金庫総合研究所 主任研究員)

篠崎良夫 (ローソン 顧問(CSR担当))

嶋 田 隆 (積水ハウス 環境推進部課長)

高 乗 亮之介 (東京電力 企画部調査グループ主任)

豊 永 武 夫 (ニチレイ 経営企画部マネジャー(環境保全・ISO担当))

能 勢 大 伸 (新日本製鐡 環境部環境リレーショングループリーダー)

浜 岡 孝 (日本アイ・ビー・エム 本社スタッフ)

藤田一郎 (J-オイルミルズ 広報・IR推進室長)

村 橋 利 恵 (ヤマト運輸 CSR推進部係長)

渡 邊 惠 子 (日本製紙グループ本社 CSR本部技術調査役)

事務局

岡 野 貞 彦 (経済同友会 執行役)

木 下 伊津子 (経済同友会 企画部マネジャー)

阿 部 哲 嗣 (経済同友会 企画部マネジャー)